

「徳島阿波おどり空港」将来ビジョン検討会議設置要綱

（設置）

第1条 「徳島阿波おどり空港」が徳島県の持続的発展を牽引する「開かれた空港」となるよう、「目指すべき将来像」を明確にし、中長期的な取組の方向性を取りまとめるため、「『徳島阿波おどり空港』将来ビジョン検討会議」（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）「徳島阿波おどり空港」の航空ネットワークの維持・拡充に係る検討
- （2）「徳島阿波おどり空港」の空港施設の機能強化・魅力向上に係る検討
- （3）「徳島阿波おどり空港」の二次交通・利便性向上に係る検討
- （4）その他、「徳島阿波おどり空港」の将来ビジョンの検討に必要な事項

（組織）

第3条 会議は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 会議には、会長及び副会長を置く。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の任期が満了となったとき、委員から特別の申し出がない限り自動的に再任されるものとする。

6 委員の出席が困難な場合は、代理の出席を認めることができるものとする。

（会長及び副会長）

第4条 会長は、委員の互選により選任する。

2 副会長は、会長の指名により選任する。

3 会長は、会議の会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は会長が招集する。

2 委員が検討会に出席できない場合は、あらかじめ届け出た者が代理出席することができる。

3 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（部会）

第6条 第2条の事項を検討するために必要な事項について検討を行うため、会議に部会を置くことができる。

2 部会は、次項に規定する部会長が指名する部会員で構成する。

3 部会には、部会長を置く。

4 部会長は、会長の指名により選任する。

5 部会は、会長の命を受け、必要な事項を調査検討し、会長に報告する。

6 部会員の出席が困難な場合は、代理の出席を認めることができるものとする。

(事務局)

第7条 会議の事務を処理させるため、徳島県観光スポーツ文化部観光誘客課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年8月8日から施行する。
- 2 この要綱による会議の最初の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。